

奈 政 行 第 3 7 号

平 成 24 年 7 月 31 日

奈良市監査委員 中 村 勝三郎 様
同 中 本 勝 様
同 松 村 和 夫 様
同 井 上 昌 弘 様

奈良市長 仲 川 元 庸

包括外部監査の結果及び意見に対する措置状況について（通知）

奈良市包括外部監査人より提出があった「包括外部監査の結果報告書」について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定に基づき、当該監査の結果及び意見に対する措置状況を別紙のとおり通知します。

平成21年度包括外部監査「少子高齢化に関する財務事務について」の結果に対する措置状況について

I 少子化対応事業について

5. 認可保育事業の保育料について

(保育課)

【監査結果】

② 保育所から市への振込みは毎月実施するよう指導すべきである

概要で示したとおり、保育所が徴収した分は保育所口座から市の口座へ振込みが行われる。当月分の保育料は当月25日までに納入しなければならないと定めているが（保育の実施に関する条例施行規則第8条）、その期限を超えて振込む保育所がある。特に、私立保育所では毎月の保育料も徴収するため、取扱う金額は相当多額に上ると思われる。私立保育所からの振込金額について関連資料を閲覧したところ、ある保育所で徴収した平成20年4月～8月分保育料が、一括して10月に市へ振込まれているケースがあった。

保育所から市への振込みについて、規則に従い毎月実施するよう保育所へ指導すべきである。なお、毎月速やかに振り込まれていたならば発生した預金利息は市に帰属していたのが、この場合、保育所を運営する法人の収入となってしまっている。

【措置の内容】

平成23年度10月分保育料より市の直接収納に切り替え、保育所では公立・私立ともに徴収事務を行わないようにしました。市への直接収納は、市指定及び収納代理金融機関からの口座振替を基本とし、一部納付書による収納を行っています。

一連の直接収納への対応により、保育所から市への振込みの毎月実施が行われなかった問題は解消されています。

9. 保育所関係以外の委託料及び補助金について

(子ども育成課)

【監査結果】

① 民間児童館活動事業費補助金に係る要綱を定めるべきである

民間児童館に対し4,010千円の補助金が支給されており、市一般財源による補助部分（上表では2,000千円）は市で補助金要綱を定めている。しかし、国庫補助金を財源とする補助部分（上表では2,010千円）については、国の要綱（厚生労働省「児童環境づくり基盤整備事業実施要綱」）を準用しており、市の要綱を定めていないのが現状である。要綱は市が補助を実施することの根拠となるものである。

国庫補助金部分も含め、民間児童館活動事業費補助金要綱として改めて定めることが必要である。

【措置の内容】

平成24年1月4日に奈良市民間児童館活動事業費補助金交付要綱を作成しました。

なお、国庫補助金については、平成24年度からは一般財源化されるので、要綱には定めていません。